

平成27年3月15日
第6回理事会議決案

平成27年度 事業計画書

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

目次

はじめに	1
I 書道振興事業（公益目的事業1）	3
II 書道育成事業（公益目的事業2）	5
III 物品の販売事業（収益事業1）	10
IV 管理部門	11

公益財団法人 晴嵐館

平成27年度事業計画書（案）

はじめに

（環境認識）

昨秋、伝統的な日本の手漉（てすき）和紙技術を伝える「石州半紙」（島根県）「本美濃紙」（岐阜県）「細川紙」（埼玉県）が無形文化遺産としてユネスコ登録された。和紙は水に強く破れにくいという点で、文字を書くばかりでなく、物を包み、インテリアとして飾る様々な品に利用されている。無形文化遺産に登録されたことで、和紙を見直し和紙を使った書道作品に新たな付加価値を見出すことができればよい。さらに、「かな文化」もユネスコ登録する計画が現在進んでいるという。書道文化の一つである我が国固有のかな文字とその書法技術を後世に伝えることも、無形文化遺産として認められんことを願うばかりである。

また、小学校で毛筆を使用した「書写」の授業は第3学年からとなっているが、近年低学年に毛筆による指導を取り入れる授業実験の動きが出ている。これが体系的に行われ、毛筆硬筆を問わず、誰もが筆記具の持ち方を含めて自然に手書き文字を書くことができるようになれば、書字に対する認識がさらに深まることだろう。については次回の学習指導要領に、小学校第1学年から毛筆教育の導入が盛り込まれることを期待したい。

書道は茶道・華道とともに生活文化として位置づけられている。こうした文化芸術が国内外の複雑化した社会に生きる人々の心のよりどころとなり、書道文化の普及活動と書道教育の発展が日本経済の下支えとなることを願うものである。晴嵐館は今後もより一層の民間の書道教育力を通じて書道文化の振興と発展を目指すことを使命として活動を続けていく。具体的には、書道作品の展示や書道に関する講習会、書道公募展、段級位の認定などを通じて、書道文化及び書道教育の振興を図る事業を推進する。

（基本方針）

定款第3条（目的）は次の通り。

「書家大池晴嵐の作品を始めとする書道作品及び大池晴嵐の作品製作の場となった庭園を公開・開放するとともに、書道芸術及び書道教育に関する事業を行うことにより、書道文化の振興及び書道教育の発展に寄与することを目的とする。」

この目的を達成するため次の事業を行う。

- 書道作品等の展示及び庭園の公開等を行い、書道文化の向上を図る事業
- 書道に関する講習会、資格認定、コンクール等を通じて、書道に携わる人材の育成を図る事業
- 書道に関連する物品の販売に関する事業

（事業概要）

公益財団法人へ移行して4年目の事業年度となる。上記の基本方針をふまえ、平成27年度の事業計画を策定した。事業ごとに主な点を掲げると、次のとおり。

1. 書道振興事業（公益目的事業1）

大池晴嵐の書業を顕彰し、書道作品をはじめとする書画及びその関連資料等を収集、保

存、基礎的研究を行うことにより、広く一般に展示公開、刊行するとともに、大池晴嵐の作品構想のインスピレーションの場となった庭園を保全整備し一般に公開する。作品の収集展示活動を通じて書道の振興に努める。

- 大池晴嵐の作品を展示公開し、その書業を後世に伝える。
- 大池晴嵐が作品を制作する場となった庭園を保全し、一般に公開する。
- 博物館協会が開催する研修に積極的に参加する。
- 収蔵資料、展示資料目録等を刊行し、一般に普及する。

2. 書道育成事業（公益目的事業2）

書道に関する講習会、資格認定、コンクール等を行い、書道に携わる者を育成し、もって書道芸術及び書写書道教育の発展を図る。

- 書道教育者を育成するために、毛筆教室、篆刻教室、書道教育講習会、毛筆・硬筆錬成会、文房四宝講習会、書道師範研修会・交流会、作品鑑賞、書道教育相談を行う。
- 書道の資格認定事業として、競書、検定試験・師範試験、審査編集、師範証授与式、段級位認定証の発行、競書優秀作品展示を行う。
- 書道作品を公募し、中道書法展、全国教育書道展、師範選抜書展、中道書き初め展、書道教室作品展を行う。
- その他の事業として、図書資料等の貸出、筆供養、賞状交付等（支援事業）、書道記念事業、施設の貸与、研究成果等の公表刊行、広報（情報公開・事業の情報提供）を進める。

3. 書道に関連する物品の販売（収益事業）

- 書道に関する有益な書籍を紹介し、広く一般に販売普及する。
- 良質な書道用具（筆・墨・硯・紙等）を開発し、広く一般に販売する。

I 書道振興事業（公益目的事業1）

1. 収集、保存及び基礎的研究

(1) 作品等の収集

大池晴嵐ならびに大池晴嵐ゆかりの地元書家、国内外の有名書家の作品情報があれば、鋭意収集する。収集の際には、専門の学芸員が収集選別ならびに買い上げ価格についての交渉にあたる。買い取り資金は作品収集のための公益目的保有預金による。

(2) 作品等の保存・補修

収蔵作品の保存ならびに的確な状態で保管補修を行なう。また、作品保管委託の申し出があれば収蔵庫に保管する。

(3) 基礎的研究

① 作品および資料に関する調査研究

収蔵作品等についての調査研究を随時行う。

② 大池晴嵐の作品所蔵調査

大池晴嵐の作品所蔵者に対して、作品ならびに所蔵者に関するデータ収集を随時行う。

③ 博物館の運営等に関する調査研究

愛知県博物館協会が主催する博物館運営等に関する部門別研修会に参加し、作品の収集保存、展示公開等についてのスキルアップをすることで、より良い展示公開を行う。

④ 博物館視察

公立博物館あるいは施設の大規模美術館等から、内覧会・レセプション等への参加要請があれば視察を行う。

2. 展示、公開、貸出および刊行

晴嵐館本館展示室の観覧者数は年間350名ほど、このうち有料入場者数は団体入場者数を含めて250名を見込む。今後も作品展示、庭園公開、調査研究等の情報を公開し、観覧者増のPRに努める。

(1) 作品等展示公開

常設展示、企画展示、特別展示を行い、書道の振興普及に努める。観覧料は300円。（保護者または指導者同伴の小中学生は入場無料。20名以上の団体は2割引き）

① 常設展示

晴嵐館本館1階展示室において、大池晴嵐の書業を紹介し後世に伝えるとともに、晴嵐の使用した文房四宝等の資料を随時入れ替え展示する。

② 企画展示、特別展示

晴嵐館本館2階展示室において、大池晴嵐作品を主に展示し、一般に公開することにより、書道の発展振興の資とする。前半期は「中国明清時代の詩文作品Ⅰ」、後半期は「中国明清時代の詩文作品Ⅱ」、特別展示として「村瀬太乙の書画」「郷土の書家Ⅱ」。ホームページサイト、地域の情報誌などを通じて観覧者の増にもつとめる。

(2) 庭園の保全と公開

晴嵐館庭園の保全整備は、春季から夏季にかけて除草・消毒害虫駆除、池掃除を行う。また秋季から冬季にかけて樹木の整枝・剪定を行う。また、庭園公開は、樹木の開花時

期に合わせ、随時紹介公開する。晴嵐が庭園内を散策し、作品制作のための思索をした飛び石などの作庭についても紹介していく。庭園は常時無料開放。

(3) 作品等の貸出し

大池晴嵐の書業を一般に広めるため、作品貸出しの申し出があれば貸出す。

(4) 収蔵資料、展示資料目録の刊行

資料等の基礎的研究による成果を一般に普及し、鑑賞、研究の用に供するため、収蔵品展示品等のデータを記載した目録等を作成刊行する。印刷費などの実費で頒布する。

Ⅱ 書道育成事業（公益目的事業2）

1. 書道教育者の育成、書道の資格を認定する事業

(1) セミナー

① 毛筆教室

毛筆による漢字および仮名の基礎的学習から作品制作まで、幅広く実技技能を高める。定員は15名まで。受講料は月4,000円（展示室観覧料を含む）。

日時 毎月第1・3・4土曜日 午前10時半～12時

場所 晴嵐館 錬心講堂

指導 日展会友 大池青岑氏

② 篆刻教室

篆刻は書道の一分野ではあるが、非常に専門性が高い。印章についての知識と刻印の技術を身に付け、書道作品制作技能ならびに鑑賞力の助けとする。定員は15名まで。受講料は月3,000円（展示室観覧料を含む）。

日時 毎月第3月曜日 午前10時～12時

場所 晴嵐館 錬心講堂

指導 日展委嘱 岡野楠亭氏

③ 書道教育講習会

外部の講師を招き書道教育に関する実技講習を行う。定員は15名。受講料は一般3,000円（展示室観覧料を含む）、学生1,000円。日時・講師未定。場所は晴嵐館錬心講堂

④ 毛筆・硬筆錬成会

段級位資格試験のための対策講座を秋春2回行い、書道技能のスキルアップを図る。定員は20名。受講料は3,000円（展示室観覧料を含む）。

日時 8月24日（火）午後1時～3時

平成28年3月予定

場所 晴嵐館 錬心講堂

指導 晴嵐館検定試験審査員

⑤ 文房四宝講習会

書道の用具、その他周辺の学問的分野に関する講習会を行い、書道用具等についての知識を深める。外部から専門講師を招く。定員40名。受講料は無料。

日時 平成28年3月予定

場所 晴嵐館 錬心講堂

講師 未定

⑥ 書道師範研修会・交流会

書道認定師範の技能的理論的技能を維持向上させるため、書道愛好者を交えて研修交流の場を開く。作品を持ち寄り作品の批評を行う。日時、指導者未定。

⑦ 作品鑑賞（随時）

美術館や新聞社が主催する地域の書道展、美術展などの展示鑑賞を通じて、芸術作品に対する鑑賞力、鑑識眼を高める。参加料は美術館等の入場料のみ徴収。

⑧ 作品研究会

書道の全国公募展の作品制作を目指す者に、制作のアドバイスをを行い、資質向上を図る。参加料は無料。

⑨ 書道教育相談（随時）

書道教育に関する様々な疑問点・問題点に対する相談を随時受け付ける。相談内容に応じ、専門の職員が対応する。相談は無料。

(2) 書道の資格認定

① 競書

競書は、毎月定められた同一の課題を中心に作品制作の技能を競うものである。学生部は毎月2点の各学年別の課題、一般部は、レベル別の課題（毛筆は月7点、硬筆は月3点）により出品する。成績は機関誌に掲載し一般に公表する。課題手本の揮毫は、晴嵐館委嘱の書道専門家による。出品に際しては出品料を徴収する。

② 検定試験・師範試験

年2回（春季・秋季）実施し、定められた課題により受験する。

学生毛筆は5月と10月、学生硬筆は6月と11月、一般毛筆漢字は4月と10月、一般毛筆かなは5月と11月、一般硬筆は6月と12月の課題により作品を募集する。出品に際しては受験料を徴収する。

③ 審査編集

10級を初級とし、毎月の審査により優秀と認められた作品は級位昇格、機関誌に写真版掲載し、一部は錬心講堂に展示する。作品の審査は、晴嵐館委嘱の書道専門家による。なお、競書の成績を掲載する機関誌を編集し、成績表のほかに、書道の名品名跡の紹介、毎月の課題手本、競書および試験の成績、優秀作品の掲載、書道・書道教育に関する各種情報を提供する。

④ 段級位認定証の発行

受験作品のレベルにより、段級位を認定し認定証を発行する。学生部は10級～1級、さらには準初段から八段までの認定をおこない、特に優秀と認められる者には、「準特待生」「特待生」の資格を付与する。一般部は、最高位として「師範」（漢字・かな・硬筆）の資格を付与する。「師範」以外の段級位認定証は、受験者の教室で指導者から授与する。認定証の発行手数料は徴収しないが、再発行の場合は手数料を徴収する。

⑤ 師範証授与式

師範証授与式を行い、当年度師範合格者を称賛するとともに、指導者、教育者としての責任をもって後進の指導に当たるよう自覚を促す。

⑥ 競書優秀作品展示

毎月の競書作品および検定試験受験作品の中から選ばれた最優秀作品（一般から学生まで、毛筆および硬筆の作品）を随時掛け替え展示し、書道を志す者の作品制作の指針とする。

2. 書道公募展事業（コンクール）

(1) 中道書法展

15歳以上の書道愛好家、書道研究者などの作品を公募し、審査、展示公開、顕彰する

ことで、書道芸術の啓蒙・育成をはかる。また、この事業では、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会の後援名義を継続申請する。出品料は公募10,000円、委嘱12,000円、22歳未満の若年者は5,000円。

期日 平成27年8月4日(火)～9日(日)

会場 名古屋市博物館

(2) 全国教育書道展

幼年から高校生までの書道半紙作品を公募審査、展示公開、顕彰することで、書道教育の発展・育成をはかる。また、この事業では、中京大学との共催により開催し、近隣の県教育委員会、市教育委員会および中日新聞社の後援名義を継続申請する。出品料は一点につき一律400円。

期日 平成27年8月4日(火)～9日(日)

会場 名古屋市博物館

(3) 師範選抜書展

晴嵐館が認定する師範から選抜し、書道作品を募集、展示公開することで、一般市民への書道文化の啓蒙と育成をはかる。出品料は一律3,000円。

期日 平成27年9月22日(火・休)～27日(日)

会場 名古屋市民ギャラリー栄

(4) 中道書き初め展

幼年から高校生までの書道書き初め作品を公募審査、展示公開、顕彰することで、書道文化の啓蒙ならびに書道教育の育成をはかる。出品料は一点につき400円(ただし、「中道」競書出品者は300円)。

期日 平成28年2月予定

会場 江南市民文化会館

(5) 書道教室作品展

毛筆教室、篆刻教室等の受講者の制作作品を選定し、年1回江南市民文化会館展示室に展示。教室における学習成果の発表の場であり、書道を愛好する一般市民に作品を公開することで、書道教育ならびに書道芸術の向上を図る。出品料は一律3,000円。

期日 平成28年3月予定

会場 江南市民文化会館

3. その他

(1) 図書資料等の貸出(随時)

晴嵐館が収蔵する図書資料を貸出し、書道を研究する一般市民又は研究者の技術的・理論的向上を図る。収蔵図書資料は、中国や日本の書道の名品名跡、字典辞書、実技法書、理論書、その他美術文学にわたる書道の周辺の書道に関する様々な図書文献約4,000冊、映像資料等。貸出し、閲覧料は無料。貸出し要領は蔵書貸出規程による。

(2) 筆供養

晴嵐館の庭園の一角にある大池晴嵐筆による「筆塚」碑で、毎年1回7月に筆供養を厳修する。使い古しの筆を供養することを通じて、書道用具に対する感謝の念と道具を大切に扱う心を養い、書道技術上達を祈念する。供養の導師は真言密教系の僧侶。祈祷

と呪文を唱えながら使い古しの筆を燃やす。献納料は無料。

日時 平成27年7月予定

場所 晴嵐館庭園

(3) 賞状交付等（支援事業）（随時）

地域の書道展・書道催事に対し、「晴嵐館賞」の賞状を交付するとともに、後援名義の使用を許可することを通じて、地域の書道活動の振興を図り、書に携わる者を支援する。賞状交付手数料は徴収しない。手続きは書道催事支援事業要領による。

(4) 書道記念事業

法人設立の周年、展覧会、機関誌等の節目の年などに、書道に関する様々な出来事等をテーマとして企画する行事の開催を通じて、書道文化の継承者の育成を図り、もって書道文化の振興に寄与する。一般市民が参加できるような書道プログラムを実施する。その内容は、記念となる当該事業の性格により、その都度内容を企画する。

平成27年度は、師範選抜書展が40回となるので、記念となる行事を盛り込みたい。事業の費用は記念事業のための積立金でまかなう。

(5) 施設の貸与（随時）

書道に関する研究会等の集会を開催しようとする個人又は団体に対して、晴嵐館の多目的研修施設（錬心講堂の研修室）を貸し出し、書道に携わる者の活動を支援する。定員は約40名まで。使用料は1時間1,000円。

(6) 研究成果の公表（毎月1回）

書論、書道史、書道文化を含む書道関連の領域を専門家に研究委託し、その研究成果を定期的に公表することを通じて、書道の指導者及び研究者の資質向上を図ることを目的とする。所蔵作品や収集資料を展示公開するための基礎的研究とは異なり、高度で専門的な研究である。平成27年度も次の2名の専門家に委託し、その研究成果を機関誌「書芸中道」「中道」に毎月連載発表する。

① 「禅語研究」田島毓堂氏（文学博士、晴嵐館評議員）

② 「漢文研究」野村茂夫氏（愛知教育大学・皇学館大学名誉教授）

(7) 広報（情報公開・事業の情報提供）

① 機関誌「中道」「書芸中道」により、書道愛好家等に書道情報を提供する。各々年12回発行する。

② 館報により、一般市民に書道情報を提供する。年4回発行する。

③ 晴嵐館ホームページサイトにより、インターネットを通じて一般市民に書道情報を提供する。随時書き換えを行う。

<http://www.geocities.jp/museiran>

④ 愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」により、インターネットを通じて、事業広報などを継続発信する。

<http://www.manabi.pref.aichi.jp>

⑤ 非営利法人データシステム「NOPODAS」により、インターネットを通じて、基本情報、寄附金募集、事業広報などを継続発信する。

<http://www.nopodas.com>

⑥ その他、「広報こうなん」「尾北ホームニュース」「中日新聞」「書道美術新

聞」等にはたらきかけ、情報掲載を依頼する。

Ⅲ 物品の販売事業（収益事業１）

書道芸術、書道文化の向上の一環として、書道に関する書籍、教材、書道用具等を販売する。

1. 書籍等の販売（図書、刊行物）
2. 教材用具等の販売
3. 硬筆規定用紙の販売

IV 管理部門

1. 理事会・定時評議員会・監査会

(理事会)

5月に前年度の決算理事会、3月に次年度の予算理事会を行う。また、必要に応じて臨時理事会を行う。

(定時評議員会)

5月に事業報告と決算承認の定時評議員会を行う。

(監査会)

5月の理事会の前に2名の監事により前年度事業ならびに会計、理事の職務状況等の監査を行う。

2. 寄附金募集

新しい寄附金税制活用し、平成27年度第4期寄附金を募集する。新公益法人に対する寄附金に「税額控除」制度が新たに加わり、個人の寄附金が一層優遇されることとなったため、平成24年6月7日に「税額控除にかかる証明」を受けた。寄附金の3分の1は公益目的事業に使用し、事業活動の充実を図る。ホームページ、機関誌、館報などを通じて、寄附金についてのより一層のPR及び獲得に努める。

3. 会員募集

平成27年度も継続して会員の役割の明確化をはかり、晴嵐館維持運営に対する自覚を周知することで会員入会の勧誘強化を進める。

4. 業務執行体制

(職員)

事務局業務を執行するため、管理部門1名、事業部門2名を配置する。

(非常勤職員)

事務局業務を補助するため、経理担当1名、事業担当3名を配置する。

(臨時職員)

事務局業務を補助するため、臨時職員若干名を配置する。

(非常勤専門委員)

- 一般毛筆・硬筆『書芸中道』、学生毛筆・硬筆『中道』を編集発行するため、専門委員として編集委員、臨時編集委員を若干名配置する。
- 競書、検定試験、コンクール等の作品審査のため、専門委員として審査委員(非常勤)を若干名配置する。

5. 福利厚生

(労働保険)

職員の福利厚生および災害補償に対応するため、労働保険に継続加入する。

6. 団体加入

(小牧法人会)

法人の運営を円滑にするため、小牧法人会に継続加入する。

(愛知県博物館協会)

博物館運営活動を円滑にするため、愛知県博物館協会に継続加入する。

(江南市社会福祉協議会)

地域福祉の推進に努めるため、江南市社会福祉協議会に継続加入する。

7. 規程等の整備

内部規制のための規程が必要であるが、公益移行認定の申請時に制定できなかった規程を整備したい。今後、「委員会規程」「倫理規程」「情報公開規程」「理事の職務権限規程」「リスク管理規程」などを順次整備する。

8. 税理士の関与及び納税

決算時に、決算書類ならびに納税に関する指導監督を受け、事業税（均等割）を納税する。また、源泉税の年末調整書類を e-TAX を利用して作成しデータ送信する。

9. 特定資産等の管理

市中銀行の定期預金等により資産を管理する。また、通帳等重要書類を保管するため、市中銀行の貸金庫を利用する。

10. 役員登記、行政庁への報告

役員変更時に名古屋法務局へ登記申請し行政庁へ報告する。

事業報告、事業計画等を行政庁へ報告する。

11. 施設設備の保全と充実

<設備の保全>

汚損破損あるいは耐用年数を経過した設備の補修・取り換えをする。

<施設の美化>

施設および庭園の美化を図るため、社団法人江南市シルバー人材センターと、清掃等業務につき業務請負契約を継続する。

<防犯、防火>

休日および夜間の防犯防火を図るため、セコム株式会社とセキュリティー契約を継続する。